

令和4年度 未就学児に係る均等割保険税の軽減措置導入について

1 現状及び見直しの趣旨

国民健康保険制度においては、すべての被保険者が等しく給付を受ける権利があります。そのため、子どもがいる世帯でも子どもを含めた被保険者の人数に応じて一定の負担があります。一方で、少子化政策は優先的に取り組むべき課題であり、令和2年12月に国において閣議決定された「全世代型社会保障改革の方針」では、少子化対策への着実な実施が明記されています。こうした背景を踏まえ、子育て世帯の経済的負担を軽減する観点から、子どもに係る国民健康保険料（税）の均等割額の軽減措置が導入されることになりました。

【現状】

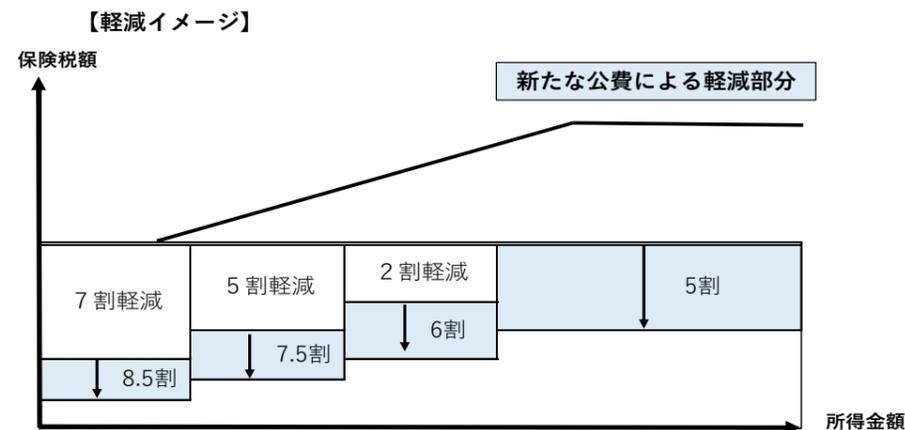
国民健康保険制度の保険料（税）は、応益（均等割・平等割）と応能（所得割・試算割）に応じて設定されている。その上で、低所得世帯に対しては、応益保険料（税）の軽減措置（7・5・2割軽減）が講じられている。

【見直し内容】

子育て世帯の経済的負担軽減の観点から、国・地方の取組として、国保制度において子どもの均等割保険料（税）を軽減しようとするもの。

2 軽減措置の概要

- 対象は、全世帯の未就学児
 - 当該未就学児に係る均等割保険料（税）について、その5割を公費により軽減
 - ※低所得世帯に係る軽減制度の適用がある場合には、残る均等割額の5割を減額対象とする。
 - 例えば、7割軽減対象世帯の未就学児の場合、残りの3割の半分を減額することから8.5割軽減となる。
 - 国・地方の負担割合：国1/2、都道府県1/4、市町村1/4
 - 導入時期：令和4年4月
- ※未就学児とは・・・6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者



※低所得に対する軽減とは

低所得世帯に対する保険税の軽減を図るため、世帯主及び国保加入者の所得の合計が基準以下の場合に、保険税の均等割額を軽減（7割・5割・2割）する制度

3 対象者数と減額額（推計） ※令和3年9月30日現在

◆未就学児に係る均等割額の試算（令和3年9月末現在） ※年令判断基準日（令和3年4月1日）
 現行（令和3年度）の均等割額 33,100円（医療保険分 24,700円＋後期高齢者支援金等分 8,400円）

	未就学児被保数	法定軽減前	法定軽減後均等割額	改正後均等割額（5割軽減後）	
			×被保数	×被保数	
軽減なし	703人	1,400人 ×33,100円	33,100円	16,550円	計 5割減額
			23,269,300円	11,634,650円	
軽減区分7割	313人	1,400人 ×33,100円	9,930円	4,965円	計 8.5割減額
			3,108,090円	1,554,045円	
軽減区分5割	192人	1,400人 ×33,100円	16,550円	8,275円	計 7.5割減額
			3,177,600円	1,588,800円	
軽減区分2割	192人	1,400人 ×33,100円	26,480円	13,240円	計 6割減額
			5,084,160円	2,542,080円	
合計	1,400人	46,340,000円	34,639,150円①	17,319,575円②	

減額総額見込み ①－②＝**17,319,575円**

※令和3年9月末時点での試算結果であり、試算方法の見直し等により、今後減額総額見込みの変更もあり得る。

4 財源措置

減額分については、国が2分の1、県と市町村で4分の1ずつ負担することとなります。当該改正で総額約1,732万円の財源が必要となる見込みで、そのうち、本市の負担額を約433万円と試算しており、一般会計からの繰出金が増額となる見込みです。

5 効果

国及び県からの財政支援が受けられるため、本市の負担を軽減しつつ、子育て世帯の国民健康保険税に対する経済的負担軽減が図れます。

6 他市の実施状況（県内 政令市、中核市ほか）

地方税法において、政令で定める基準に従い市町村の条例で定めることにより減額すると、政令準拠が定められているため、この度の地方税法の一部改正に伴い、全市町村で実施される見込みです。

なお、条例改正時期については、9月末時点で多数の市町村が未定としています。

7 国等への要望

国民健康保険の保険者の立場から、今後も、子育て世帯のさらなる負担軽減を図るため、対象年齢の拡大や軽減割合の引き上げなど、財源を含めた子どもに係る均等割保険税の軽減制度の拡充について、国等に対して要望してまいります。

8 スケジュール（予定）

令和3年12月	定例市議会に議案提出
令和4年 1月 ～3月	議決後、広報川越、市ホームページに掲載し、国民健康保険加入者へ周知
令和4年 4月	施行